

(仮称) 泉南市営りんくう公園
グラウンド・ゴルフ場整備等事業

募集要項

平成 31 年 3 月 6 日

大阪府泉南市

目 次

1.	はじめに.....	1
2.	土地の概要等.....	1
	(1) 所在地及び面積	1
	(2) 位置図	1
	(3) 土地利用条件	2
	(4) インフラ整備状況等	2
3.	法令等の遵守.....	2
4.	事業の内容.....	3
	(1) 対象とする公園施設	3
	(2) 事業者が実施する事業の内容	3
	(3) 事業期間	3
	(4) 事業者の整備範囲	3
	(5) 開業時期、営業日及び営業時間.....	3
	(6) 事業者の収入	4
	(7) 再委託	4
	(8) 設置管理許可	4
	(9) 占用許可	4
	(10) 税制面（市税）の措置	4
5.	要求水準.....	5
	(1) 施設整備に関する要求水準	5
	(2) 維持管理及び運営に関する要求水準.....	5
	(3) その他	6
6.	リスク・責任分担.....	7
7.	応募資格要件.....	8
8.	応募に関する手続き.....	9
	(1) 選定スケジュール	9
	(2) 募集要項等の公表	9
	(3) 質問の受付・回答	9
	(4) 応募申込書の受付	9
	(5) 応募書類の受付	10
	(6) 提案審査の実施	10
	(7) 協定の締結	13
	(8) 応募に関する留意事項	13
9.	事業の終了.....	13
10.	原状回復の義務.....	14
11.	個人情報保護.....	14
12.	提出先・問合せ先.....	14
別紙	位置図.....	15

1. はじめに

泉南市（以下、「本市」という。）は、大阪府（以下、「府」という。）南部に位置し、関西国際空港の南部約3分の1を市域に含む臨空都市である。関西国際空港の対岸には、本市のほか、泉佐野市及び田尻町の2市1町にまたがるりんくうタウンが整備されている。

りんくうタウンは、関西国際空港の機能の補完と立地インパクトを活かして地域の繁栄を図る目的で、府が事業主体となり、空港対岸を埋め立てて作られたまちであり、宿泊施設、公園、海水浴場、商業施設、流通施設及び工場等が立地している。府は、りんくうタウンのシンボル緑地部及びシーサイド緑地部を「府営りんくう公園」として整備し、りんくうタウンのまち開きの際に一部は開園したものの、泉南市域においては整備が進まず、開園していない状態が続いていた。

本市は、この開園されていない市域部分を府から借り入れ、にぎわいとレクリエーションゾーンの形成と、近年増加傾向にあるインバウンド観光への対応強化を図るため、新たな都市公園「(仮称)泉南市営りんくう公園（以下、「本公園」という。）」の整備を行うことを決定し、その整備・運営については民間の活力を活用して進めることとした。

2017年12月、本市は、本公園の整備・運営をPFI法に基づいて実施する「(仮称)泉南市営りんくう公園整備等事業」（以下、「PFI事業」という。）の事業者募集を開始し、2018年5月に事業者を選定した。

このPFI事業により、2020年4月頃には、良好な都市環境の創出と、憩い・スポーツ・野外活動などを通じた健康の増進や広域的なにぎわいと交流の創出を図り地域の魅力向上に資する、新たな都市公園が本市に生まれることになる。

一方で、PFI事業は本公園のすべてを対象にしておらず、一部、有効に利用されていないエリアも存在していることから、そのエリアの活用により、一層の魅力創出が期待される場所である。

本市は、本公園の一部でPFI事業の範囲に含まれていない「りんくう南浜地区」を対象に、PFI事業と連携しながら、グラウンド・ゴルフ場（以下、「本施設」という。）を整備、維持管理及び運営する事業（以下、「本事業」という。）を実施し、本公園を一層魅力的な公園とすることを目指している。

今回、本事業の実施主体として最もふさわしい事業者を選定することを目的に、広く公募を実施するものであり、本募集要項は、本事業を実施する民間事業者（以下、「事業者」という。）を公募で選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 土地の概要等

(1) 所在地及び面積

所在地	大阪府泉南市りんくう南浜 2-1
敷地面積	19,970.30 m ² （登記面積）

(2) 位置図

別紙「位置図」を参照すること。

(3) 土地利用条件

事業予定地の土地利用条件は、以下に示すとおりである。

区域区分：市街化区域

用途地域：準工業地域

容積率：20/10

建ぺい率：6/10（都市公園であるため表 1 に定める建築面積の制限が適用される）

防火地域：準防火地域指定

地区計画：りんくうタウン南・中地区地区計画

※地区計画の詳細については、以下を参照。

http://www3.e-reikinet.jp/sennan/dlw_reiki/407901010021000000MH/407901010021000000MH/407901010021000000MH.html

当該敷地内には、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）に基づく公園施設を設けることができ、その公園施設（建築物）の種別と建築面積は、表 1 の通りである。

表 1 公園施設として設けることができる建築物の建築面積

施設種別	許容建築面積の基準上限	本事業での許容建築面積	備考
基本的な考え方			
園路及び広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、監理施設、その他都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの	5%*	998.5 m ²	—
建蔽率の基準の特例（都市公園法第 4 条第 1 項ただし書、施行令第 6 条関係）			
休養施設、運動施設、教養施設等	基準となる 5% に 10% を限度として上乗せできる	2,995.5 m ²	すべて設置する場合、当敷地内には基準となる 5% に 22% を限度として上乗せできるが、その場合において、種別ごとの基準上限は超えることはできない。
屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他高い開放性を有する建築物として国土交通省令で定めるもの	基準となる 5% に 10% を限度として上乗せできる	2,995.5 m ²	
仮設公園施設（三月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物）	基準となる 5% に 2% を限度として上乗せできる	1,397.9 m ²	

※泉南市都市公園条例第 5 条

(4) インフラ整備状況等

事業予定地のインフラ整備及び地盤状況等並びにその他詳細については、本市より提供する関連資料にて確認すること。（「8. (8). ⑥事前資料提供」を参照。）

3. 法令等の遵守

本事業は、関係法令等を遵守して実施すること。

4. 事業の内容

(1) 対象とする公園施設

対象とする公園施設は、次のとおりである。

- グラウンド・ゴルフ場（都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 2 項第 5 号に規定する運動施設）

(2) 事業者が実施する事業の内容

- グラウンド・ゴルフ場の整備（基盤整備は 2019 年度に府が実施予定）
- グラウンド・ゴルフ場の維持管理及び運営

(3) 事業期間

事業期間は、協定締結日から原状回復完了までの期間とし、10 年間とする。また、設置管理許可の期間は、運営開始に先立った施設設置工事着手から原状回復完了までの期間とする。

なお、本市との協議により、協定及び設置管理許可の期間を更新する場合は、更新する期間（最長 10 年）を事業期間に加え、更新は 2 回までとする。

(4) 事業者の整備範囲

① 基盤整備（引渡し時の状態）

グラウンド・ゴルフ場を整備する区域（別紙位置図参照）については、府が 2020 年 2 月を目処に基盤整備を行った後、本市に引き渡される予定である。府が行う基盤整備は、基盤整備設計、基盤整備に必要な土工及び土砂流出保護のための芝張り等並びに排水施設、電気、水道等インフラ整備までを対象としている。

② 事業者が実施する整備の範囲

府が基盤整備を行った後、そのままの状態では本市は事業者により事業予定地を引き渡す。事業者は公園施設を整備するとともに、電気や水道等、必要な工事を事業者の負担で実施する。

③ その他

（仮称）泉南市営りんくう公園の運営と相乗効果があり、グラウンド・ゴルフ場の運営に資する内容であれば、事業予定地の北東側に接する「りんくう南浜 2 号公園（既設）」の敷地の一部（別紙位置図参照）の利用を提案することが可能である。提案された場合は、当該提案も審査の対象とする。ただし、りんくう南浜 2 号公園の敷地利用の可否については、当該提案を行った応募者が優先交渉権者となった後、本市と協議の上、決定する。

(5) 開業時期、営業日及び営業時間

本施設は、2020 年度当初を目途に開業すること。

本施設の営業日及び営業時間は、事業者の提案によるものとする。

(6) 事業者の収入

事業者は、本施設の利用について、利用料金を設定し自らの収入とすることができる。

利用料金（減免内容を含む）は事業者の提案によるものとするが、事業者は事前に本市にその内容を提示し、承諾を得る必要がある。

なお、本市は、本施設の整備並びに維持管理及び運営に係る一切の費用を負担しない。事業者は、本施設の整備並びに維持管理及び運営に必要な費用を事業者の収入から充当するものとする。

(7) 再委託

事業者は、本事業に係る業務の全部を一括して第三者に委託又は請け負わせてはならない。

(8) 設置管理許可

① 設置管理許可の付与

- a. 本市は、事業者が本事業を実施するにあたり、都市公園法に基づく設置許可及び管理許可を付与する。
- b. 設置許可及び管理許可の対象範囲は、事業予定地すべてとし、事業者が公園施設を設置する場合、かつ、既存施設を改変する場合は設置許可、その他設置許可を付与した以外の範囲（用地）については管理許可を付与する。
- c. 本事業に係る協定締結後、事業者は、施設設置工事着手前に設置管理許可の申請を行い、本市は、事業者に対し設置管理許可を付与する。
- d. 設置管理許可の付与期間中であっても、本市において事業用地を使用する必要がある場合、許可の条件に違反した場合、又は反社会的な行為があった場合等は、本市が許可を取り消すことができるものとする。
- e. 設置管理許可を受けた者は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

② 使用料減免の措置

事業者が、グラウンド・ゴルフ場として施設の整備・運営を行う場合の使用料（設置管理許可に係る使用料）は、設置管理許可の付与期間中、無償とする。

(9) 占用許可

事業用地においてイベントを実施するにあたり、工作物を設置する場合は、泉南市都市公園条例第13条に基づく本市への占用許可申請が必要である。事業者は、事前に申請し、当該許可に伴う使用料を本市へ納入すること。

(10) 税制面（市税）の措置

本事業に係る税制面（市税）の優遇措置は講じない。公園施設（建築物）を新設した場合は、その施設の登記を行い、固定資産税や都市計画税等必要な市税を納付すること。

5. 要求水準

(1) 施設整備に関する要求水準

① 整備計画の作成

- ・ 事業者は、本事業の主旨を踏まえ、施設整備計画を作成し、市に提出し承諾を受けること。
- ・ 設置管理許可の申請にあたっては、施設整備計画の承諾を条件とする。

② 整備可能な施設

- ・ 事業者は、グラウンド・ゴルフ場の運営にあたり、事業者が必要と判断する施設を自らの負担で整備することができる。

③ 許認可・申請等

- ・ 施設整備に必要な各種許認可に係る申請は、全て事業者の負担で行うこと。

④ 配慮する事項

- ・ 施設整備計画の作成においては、以下に配慮すること。

a. 適切なコース設定

- ・ 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会が薦める認定コースの認定条件を満たすコースを1コース以上整備すること。

b. 景観への配慮

- ・ 本施設の設計にあたっては、海沿いの開放感ある景観や自然環境に調和するデザインとすること。また、PFI事業において整備される公園（公園施設を含む）の景観と連続性のあるデザインとすること。

c. 安全性の確保

- ・ 利用者が安全で快適に利用できるように配慮すること。

d. ユニバーサルデザインへの配慮

- ・ 子どもから高齢者、障がい者等、様々な人々が利用することができるよう、ユニバーサルデザインに配慮すること。

⑤ 設計・工事

- ・ 施設の設計・工事にあたっては、関係法令を遵守するとともに、周辺環境に配慮したものとすること。
- ・ 整備する公園施設の設計図や完成図、その他関連する図書等について、本市に提出すること。

(2) 維持管理及び運営に関する要求水準

① 事業計画書の提出

- ・ 事業者は、毎事業年度開始 30 日前までに、次の事項を記載した事業計画書を作成し、本市に提出しなければならない。

ア. 維持管理計画

イ. 運営計画

ウ. イベント等の実施計画

- エ. 利用者数の予測
- オ. 収支等の計画
- カ. その他、本市が求める項目

② 維持管理

- ・ 利用者が安全に安心して本施設を利用できるように、清掃、点検、補修・修繕、警備及び衛生管理等の業務を適切に実施すること。

③ 運営

- ・ 利用料金その他の料金の価格や販売する物品の種類及び価格等が、都市公園に整備する公園施設として適正なものとなるようにすること。
- ・ 障がい者等が利用する場合は、利用料金を減免すること。なお、減免の対象者及びその内容については、事業者の提案による。
- ・ 災害や事故の発生に備え、日ごろから職員教育、マニュアル整備を行い、適切に対応できるようにすること。
- ・ 事業者は、本事業を実施するにあたり、現地において本市との連絡窓口となり、各種対応を行う現地責任者を配置すること。現地責任者は常駐することを基本とするが、同様の対応が可能な職員を複数名配置する場合は、この限りではない。
- ・ 事業者は、着工日から事業期間終了日まで、自己の責任及び費用において、本事業の実施に必要と考えられる保険（第三者賠償保険等）に加入すること。

④ 事業報告書の提出

- ・ 事業者は、事業年度終了後、次の事項を記載した事業報告書を作成し、当該事業年度終了後20日以内に本市へ提出しなければならない。
 - ア. 事業の実施状況
 - イ. 本施設の利用状況（利用区分別の利用者数、利用料金収入、減免件数、利用者からの苦情要望及びその対応状況等）
 - ウ. 事業に係る会計報告
 - エ. その他、本市が求める項目
- ・ 事業者は、本市の求めがあった場合は、事業者の財務状況がわかる書類を速やかに提出すること。

(3) その他

本事業の実施にあたり、可能な限り、必要な物品等の調達や人材の雇用に際して、市内から調達、雇用するなど、市内企業の育成や地元経済の振興に配慮するよう努めること。

6. リスク・責任分担

事業者は、リスク発生時は被害が最小限になるよう、迅速かつ最善の対応をとるとともに、速やかに本市に報告を行うこと。

本市と事業者のリスク・責任分担は、表 2 のとおりとする。

表 2 リスク・責任分担

項目	内容	本市	事業者
政治・行政	本市の政策の変更(本事業に直接影響を及ぼすもの)によるもの	○	
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況(利用者数の減少、収入の減少)の発生		○
施設・設備等の補修・修繕	施設・設備等の破損、不具合の発生による補修・修繕の実施		○
	府が先行して実施した工事に起因する施設・設備等の破損、不具合の発生による補修・修繕の実施	○	
第三者賠償	第三者に損害を与えた場合		○
	府が先行して実施した工事に起因する事由により第三者に損害を与えた場合	○	
不可抗力	風水害、暴動、地震等第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲を超えるものの発生による被害の発生	○※	○※

※ 本市が所有し、事業者が管理する施設については、民間事業者が一部を負担し、残りを市が負担する。事業者が所有・管理する施設については、民間事業者が一切のリスクを負担する。

7. 応募資格要件

次に掲げる a から k までのすべての要件を満たす法人に応募資格があるものとする。

- a. 本施設と同種、若しくは本施設と類似する施設を運営している、又は過去 5 年間（2014 年 4 月から応募申込書を提出する前日まで）に運営した実績があること。
- b. 本市若しくは他の自治体において、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取り消しを受けたことがないこと。
- c. 地方自治法施行令第 167 条の 4(昭和 22 年政令第 16 号)の規定に該当しない者であること。
- d. 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て、又は同法附則第 3 条の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条の規定に基づく破産申し立てがなされていない者であること。
- e. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て、又は同法附則第 2 条の規定により、なお従前の例によることとされる更正事件に係る同法施行による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者であること。
- f. 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て、又は平成 12 年 3 月 31 日以前に、同法附則第 3 条の規定により、なお従前の例によることとされている和議事件に係る同法施行による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てがなされていない者であること。
- g. 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- h. 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体ではないこと。なお、協定の締結後に当該処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体であることが判明した場合には当該協定を解除する。
- i. 泉南市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 18 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに該当しない者であること。なお、協定の締結後に該当していることが判明した場合には当該協定を解除する。
- j. 大阪府暴力団排除条例（平成 22 年 11 月条例第 58 号）第 2 条第 1 号から第 4 号までに該当しない者であること。また、協定締結後に該当することが判明した場合には当該協定を解除する。
- k. 法人税、事業税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税、固定資産税等の滞納がないこと。

8. 応募に関する手続き

(1) 選定スケジュール

事業者の選定スケジュールは、表 3 のとおりとする。

表 3 選定スケジュール

スケジュール	項目
2019年3月6日(水)～	募集要項の公表
2019年3月6日(水)～2019年3月13日(水)	質問の受付
2019年3月20日(水)	質問に対する回答の公表
2019年3月22日(金)～2019年3月29日(金)	応募申込書の受付
2019年4月10日(水)～2019年4月17日(水)	応募書類の受付
2019年4月26日(金) 予定	提案審査(プレゼンテーション及び質疑応答)
2019年5月中旬	優先交渉権者及び次点交渉権者の決定
2019年6月	協定の締結

(2) 募集要項等の公表

① 公表日

2019年3月6日(水)から

② 配布方法

本市ウェブサイトにて配布を行う。

(3) 質問の受付・回答

① 受付期間

2019年3月6日(水)～2019年3月13日(水)17時00分まで

② 受付方法

募集要項等に関する質問は様式1「募集要項等に関する質問書」に必要事項を記載し「13 提出先・問合せ先」のメールアドレス宛に送付し、送付後に電話でメールの収受を確認すること。

③ 質問に対する回答の公表

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、2019年3月20日(水)に本市ウェブサイト上に公表する予定である。

(4) 応募申込書の受付

① 受付期間

2019年3月22日(金)～2019年3月29日(金)17時00分まで

② 提出方法

応募の表明は、様式2「応募申込書」に必要事項を記載し、持参により提出すること。

(5) 応募書類の受付

① 受付期間

2019年4月10日（水）～2019年4月17日（水）17時00分まで

② 提出方法

応募書類は、③に記載する提出書類（d以外）を各1部、「d」を15部、「d」の電子データを入れたCD-Rを1枚、持参により提出すること。

③ 提出書類

本募集要項を熟読の上、以下の書類を提出する。

- a. 応募書類提出書（様式3）及び誓約書（様式4）
- b. 応募資格確認申請書（様式5）
- c. 応募資格要件調書（様式6）
- d. 企画提案書（様式7）
- e. 応募者の会社概要（会社概要がわかるパンフレットを提出してもよい。）
- f. 添付書類
 - ア. 現在事項全部証明書（応募日において発行日より3か月以内のもの）
 - イ. 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの（最新のもの）
 - ウ. 税務申告書（連結及び単独、過去3年分）の写し
（決算書、勘定科目内訳明細書及び会社概況等の添付書類の写しも含む）
 - エ. 国税・都道府県税・市町村税に係る納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税については、国税通則法施行規則9号その3の3、法人事業税、法人住民税、固定資産税等については、本店所在地の未納がない証明を提出する）
 - オ. 印鑑証明書（応募日において発行日より3か月以内のもの）
 - カ. 本施設と同種、若しくは本施設と類似する施設を運営している、又は過去5年間（2014年4月から応募申込書を提出する前日まで）に運営した実績を証する書類

(6) 提案審査の実施

① 応募書類の確認

本市は、応募者が応募資格要件を満たしていること、応募書類がすべて提出されていること、応募書類の内容が本募集要項に基づきすべて記載されていることを確認する。

上記のうち、いずれか一つでも満たさない場合は、当該応募書類を提出した応募者を失格とする。

② 企画提案書の確認

本市は、応募者から提出された企画提案書に記載された提案内容が要求水準を満たしているか

確認する。

当該提案が、要求水準を満たさない場合は、当該企画提案書を提出した応募者を失格とする。本市は、応募書類及び企画提案書の確認の結果を、応募者に通知する。

③ 提案審査

a. プレゼンテーション及び質疑応答の実施時期

2019年4月26日（金）予定

※ 日程が変更になる場合は、連絡担当者宛に、メール又は電話により連絡する。

b. 実施方法

プレゼンテーション及び質疑応答の実施場所、具体的な方法、実施にあたっての留意事項等は、連絡担当者宛に、個別に書面により通知する。

c. 審査の方法

「(仮称) 泉南市営りんくう公園整備に係る PFI 事業者選定委員会」(以下、「委員会」という。)において、提案内容の審査を行う。

委員会の構成は、表4のとおりである。

なお、応募者が最優秀提案及び優秀提案の選定前までに、委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になることを目的として接触等の働きかけを行った場合、当該応募者は失格とする。

表 4 委員会の構成

区分	氏名	所属・役職
会長	下村 泰彦	大阪府立大学大学院 人間社会システム科学研究科 教授
副会長	八島 雄士	和歌山大学 観光学部 教授
委員	岡本 宏之	弁護士
委員	中丁 卓也	公認会計士
委員	細井 雅代	追手門学院大学 経済学部 教授

(敬称略)

委員会は、応募者によるプレゼンテーション及び質疑応答を行い、審査基準に基づき審査を実施する。企画提案書の記載に不備があり、適切な評価を行うことができないと委員会が判断した提案項目については、評価を行わず得点を与えない。

委員会は、すべての提案項目に得点が与えられ60点以上の評価点を得た者のうち、得点の最も高い者を最優秀提案者、次に得点が高い者を優秀提案者として選定する。

なお、応募者が1者の場合においても、審査を行う。この場合において、提案内容の審査の結果、すべての提案項目に得点が与えられ、60点以上の評価点を得た場合に、最優秀提案として選定する。

表 5 審査基準

提案項目	評価内容	配点
事業実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ (仮称) 泉南市営りんくう公園整備等事業 (PFI 事業) と連携し、公園全体の魅力向上につながる配慮があるか。 ・ 地域企業の活用や地域人材の雇用、地域の特産品の活用などといった地域貢献の工夫があるか。 ・ 地域の特性を踏まえた提案となっているか。(災害時の安全性や、海岸沿いといった立地を活かした提案など) ・ 責任者の配置や担当者的人数、経験年数、資格の取得等、本事業を適切に実施できる体制が提案されているか。 ・ 営業日・営業時間、利用料金体系は、都市公園における公園施設として、また、周辺の類似施設と比べて、適切に設定されているか。 	40
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安定した事業が見込める収支計画となっているか。 ・ 施設の規模や立地条件、本事業の運営内容を鑑みて、利用者の見込み数は適切に設定されているか (過大な見込み数となっていないか)。 ・ 資金調達額及び返済計画は適切か。 ・ 事業者は、長期間に渡り本事業を安定的に継続できる経営状況か。 	20
施設整備計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立地特性を踏まえた快適で魅力的な施設の提案となっているか。 ・ 認定対象コース (1 コース以上) が適切に配置されるとともに、グラウンド・ゴルフ初心者の競技にも配慮した利用しやすいコース設定となっているか。 ・ 環境負荷の低減、安全性、バリアフリーなどに配慮された提案となっているか。 	20
維持管理運営計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 維持管理の方針・内容 (芝生の管理、トイレ等の清掃、施設の点検や修繕など) は、施設内容、規模、使われ方に照らし合わせて快適性が損なわれない妥当な提案となっているか。 ・ 運営の方針・内容は、利用者が楽しく快適かつ安全に利用することが可能な魅力ある提案となっているか。 	20
合 計		100

④ 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定

本市は、委員会により選定された最優秀提案者及び優秀提案者を優先交渉権者及び次点交渉権者として決定する。

⑤ 優先交渉権者及び次点交渉権者を決定しない場合

募集、審査及び選定において、最終的に応募者がいない、あるいは、いずれの応募者の提案においても、本事業の目的に照らして適切な提案がない等の理由により、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定しない場合は、この旨を応募者に通知するとともに、本市ウェブサイトに掲載する。

⑥ 結果の公表

審査結果は、全応募者に文書で通知し、決定した優先交渉権者及び次点交渉権者の名称を含め、本市ウェブサイトにおいて公表する。

なお、審査内容及び結果に関する問合せや異議等には、一切応じない。

(7) 協定の締結

本市は、優先交渉権者と本事業の実施に関する協議を経て、本事業に係る協定を締結する予定である。本協定の締結をもって、優先交渉権者は事業者となる。

(8) 応募に関する留意事項

① 応募内容の変更

提出された書類の内容を変更することはできない。

② 虚偽の記載をした場合の取扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

③ 応募書類の取扱い

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

④ 応募の辞退

辞退する場合は、2019年4月17日（水）までに、様式8「辞退届」を提出する。

⑤ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とする。

⑥ 事前資料提供

P.2「2.(4)インフラ整備状況等」に示す本市より提供する関連資料は、応募申込書を提出した事業者のうち、事前に希望する者に提供する。希望者は、提供された資料の利用にあたっては、守秘義務の遵守に関する誓約書を、2019年4月9日（火）までに、「13. 提出先・問合せ先」へ提出し、資料の提供を受けること。なお、誓約書の様式は、本市から希望者に提供するので、同問合せ先に申し出ること。

⑦ 提出書類の著作権等

応募者の提出する書類の著作権は、応募者に帰属する。なお、市が必要と認めるときは、市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとする。

⑧ 提出書類に係る情報公開請求への対応

本事業は、応募者が提出した書類に係る情報公開請求がある場合は、泉南市情報公開条例に基づき、情報公開を行う。ただし、提出した書類のうち、泉南市情報公開条例第9条に示す「公開してはならない情報」及び第10条に示す「公開しないことができる情報」に該当する場合については、非公開とする。

9. 事業の終了

本事業の事業期間が満了となったとき、又は設置管理許可を取り消したときに本事業は終了する。事業者が次のいずれかに該当するときは、その設置管理許可を取り消すことがある。なお、設置管理許可を取り消した場合は、協定を解除する。

- ・ 事業者が、条例、規則、関係法令に違反したとき。
- ・ 事業者が、正当な理由なく業務を履行しないとき、又は事業期間中に履行する見込みがない

と本市が判断したとき。

- ・事業者が、業務の履行にあたり、本市の指示に従わず、又は本市の職員の職務の執行を妨げたとき。
- ・「泉南市暴力団排除条例」に基づく排除要請があったとき。
- ・事業者の経営状況の悪化等により維持管理及び運営業務を継続することが不可能又は著しく困難と判断されるとき。
- ・その他、事業者が維持管理及び運営業務を継続することが適当でないと本市が認めるとき。

10. 原状回復の義務

事業者は、事業期間終了（設置管理許可の取消しや更新しない場合、協定の解除や更新しない場合、事業者が事業を中止する場合を含む）日までに、事業区域及び事業者の責により汚損もしくは破損した部分を、速やかに原状回復すること。

なお、事業者が公園施設を本市へ無償譲渡することを希望する場合、又は本市が引き継いで運営したい公園施設があり、本市及び事業者の双方が合意した場合、当該公園施設の所有権を本市へ移転する。

11. 個人情報の保護

泉南市個人情報保護条例（平成11年10月4日条例第18号）の規定に基づき、個人情報の保護を徹底すること。

12. 提出先・問合せ先

泉南市都市整備部都市政策課

住 所 〒590-0592 泉南市樽井一丁目1番1号

電 話 番 号 072-483-9973（直通）

F A X 番 号 072-485-1972

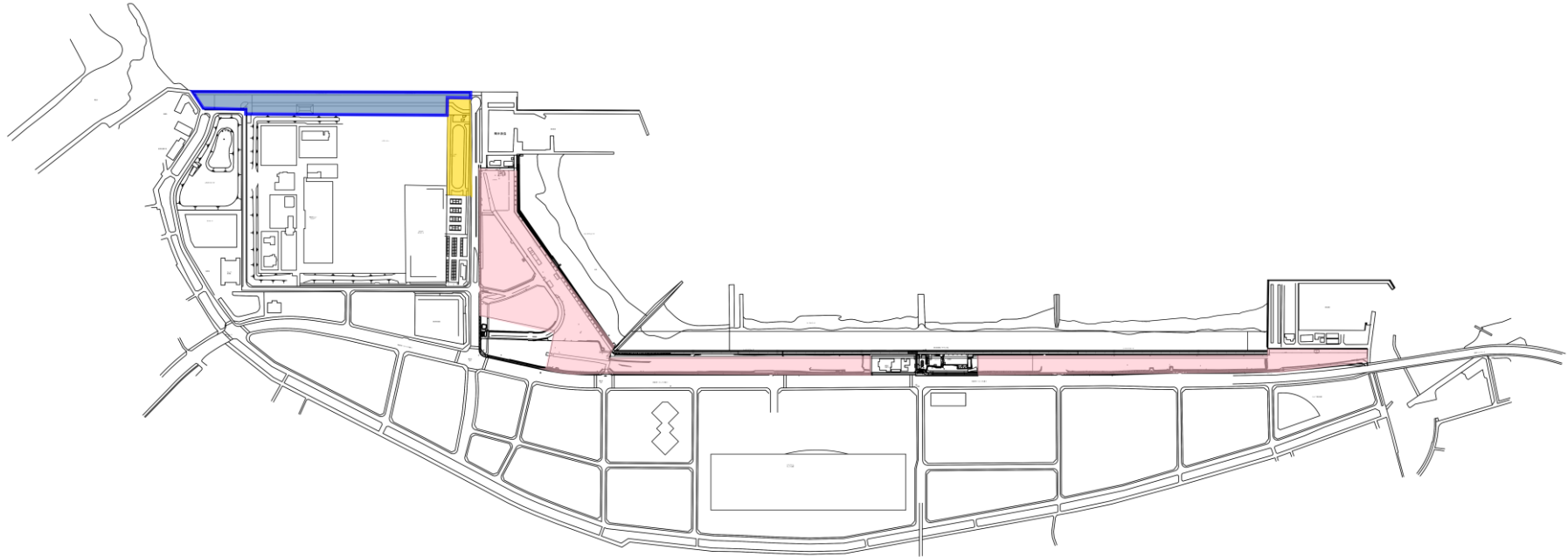
メールアドレス tosei@city.sennan.lg.jp

なお、募集要項等に関する質問については、口頭又は電話での直接回答は行わない。

別紙 位置図




(仮称) 泉南市営りんくう公園 グラウンド・ゴルフ場整備等事業

位置図



15

凡例

記号	種別
	グラウンド・ゴルフ場を整備する区域
	本事業として整備することが可能な区域 (りんくう南浜2号公園(既設)の敷地の一部)
	PFI事業として提案があった区域